

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構  
素粒子原子核研究所教員公募について

本機構では、下記のとおり特定有期雇用職員として、博士研究員を公募いたします。

記

公募番号 素核研 21-3

1. 公募職種及び人員

博士研究員(常勤) 若干名(任期:単年度契約で3年)

博士研究員とは、「専攻分野について高度な研究能力を持つ若手研究者で、一定期間にわたり共同研究プロジェクト推進のために雇用される者」である。

2. 研究(職務)内容

素粒子原子核研究所のいずれかのグループに所属し、研究所が進める素粒子原子核物理学あるいは密接に関連する分野の実験的研究、または関連技術開発研究を行う。

3. 応募資格

着任までに博士学位取得が確実な者

4. 給与等

基準年俸額 3,960,000円(事業年度の途中で採用された場合は、採用時期に見合った額)、及び各種手当(本機構の規則による)。

5. 勤務形態

専門業務型裁量労働制を適用する。(みなし勤務時間:1日7時間45分)

6. 公募締切

2022年1月12日(水)正午 必着

7. 着任時期

2022年4月以降、できるだけ早い時期

8. 選考方法

書類選考の上、必要に応じて面接を行う

面接予定日:決まり次第機構 Web サイトに掲載します。(対象となる方には追って詳細をお知らせいたします。)

9. 提出書類

(1)履歴書——KEK 指定様式 ([https://www.kek.jp/ja/Jobs/post\\_2.html](https://www.kek.jp/ja/Jobs/post_2.html) よりダウンロードしてください。)

※KEK指定様式以外の履歴書を使用する場合は、通常の履歴事項の後に必ず応募する公募番号(2件以上応募の場合はその順位)、電子メールアドレス及び、可能な着任時期を明記すること。

(2)研究歴

(3)発表論文リスト——和文と英文は別業とすること。また、**主要なもの(5編以内)**についてはリストに○印を付し、Webポインタ(URL, DOIなど)を記載すること。(Webポインタを記載できない主要論文については、別刷を提出すること。)

(4)着任後の抱負

(5)本人に関する推薦書または参考意見書(宛名は素粒子原子核研究所長 齊藤 直人とすること)

※上記の書類は、すべてA4判横書きとすること。

※2件以上応募の場合、内容が同じであれば提出書類は一部で良いが、内容が異なる場合は提出書類を別々に用意すること(推薦書等も同様とする)。

※応募の際は必ず素粒子原子核研究所 副所長 花垣 和則に連絡し、研究内容等について問い合わせること。

10. 書類送付

(1)応募資料

当機構の Web システムを利用して提出してください。

※個人ごとにアップロード用のパスワードを発行しますので、応募される方は人事第一係 ([jini1@ml.post.kek.jp](mailto:jini1@ml.post.kek.jp))宛に電子メールでご連絡ください。(件名は「素核研 21-3 応募希望」とし、本文に所属、氏名及び電話番号を記載してください。)

※応募に係るファイルは、PDF でお願いします。

※Web システムでのアップロードが困難な場合は、人事第一係までお問い合わせください。

※電子メールでのファイル添付による応募は受け付けることができませんので、ご注意ください。

(2)推薦書または参考意見書

郵送もしくは電子メール(件名は「素核研 21-3 推薦書」とし、添付ファイルはPDF でお願いします。)で送付してください。

送付先 〒305-0801 茨城県つくば市大穂1-1

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構

総務部人事労務課人事第一係 (E-mail: [jini1@ml.post.kek.jp](mailto:jini1@ml.post.kek.jp))

注)電子メールは様々な理由により受信できない可能性があります。

数日以内に返信がない場合には、別メールアドレスや電話等によりご連絡ください。

11. 問い合わせ先

(1)研究内容等について

素粒子原子核研究所 副所長 花垣 和則

TEL: 029-864-5355 (ダイヤルイン) E-mail: [kazunori.hanagaki@kek.jp](mailto:kazunori.hanagaki@kek.jp)

(2)提出書類について

総務部人事労務課人事第一係

TEL: 029-864-5118 (ダイヤルイン) E-mail: [jini1@ml.post.kek.jp](mailto:jini1@ml.post.kek.jp)

12. その他

(1)本機構は、男女共同参画を推進しており、「男女共同参画社会基本法」の趣旨に則り、業績(研究業績、教育業績、社会的貢献等)及び人物の評価において優劣をつけがたい最終候補者(男女)がいた場合、女性を優先して採用します。

男女共同参画推進室 (<https://www2.kek.jp/geo/>)

(2)仕事と家庭生活の両立を図ることなどを目的とした在宅勤務制度があります。

